

莽京辟雍儀禮の特質と歴史的役割（下）

高 島 敏 夫

（目次）

序論 西周王朝が殷の儀禮を行なうこと

一 『詩經』周頌の儀禮詩「振鷺」「有瞽」「有客」

二 莽京辟雍儀禮の特質

A 前期……「莽京」

B 中期前半……「莽京」

〔付論〕莽京辟雍儀禮と周頌儀禮詩との関係について

以上（上）

C 中期後半……「莽京」とは呼ばず、「莽」と呼ぶようになった。

D 後期……「莽」

三 莽京の役割の變遷

四 莽京の地について

參考「卷阿」（『詩經』大雅・生民の什）

以上（下）

C 中期後半……「莽京」とは呼ばず、「莽」と呼ぶようになった。

西周時代の中期後半という時期は、西周時代もすでに後半期に入るわけだが、この時期からようやく周文化らしいものが姿を現わす。金文讀解の方面から見ても、考古學の方面から見てもこの點では一致するのである。このような事實を意外に思う向きがあるかも知れないが、それは政權の移行だけに焦點を當てて歴史を見るからそうなるわけだ、實際の歴史はかなり複雑でダイナミックな過程をたどる。そもそも殷系氏族が西周王朝の中に多數參畫し、しかもかなり要職に就いているという事實は、單純な公式的歴史觀では説明がつかないことである。拙論でここまで考察してきたように、周系氏族と殷系氏族との關係も、支配と從屬というような單純なものではなくかなり複雑なものがあるが、そうした人間世界のダイナミズムの中に重要な問題が潜在しているのである。

西周中期後半という時期は、考古學方面の知見によれば青銅器のうち、殷王朝の時代では主要な器種の一つであった酒器が激減し、鎬京への遷都があった時期である。それに呼應して、それまで宗教的な性

格をもっていた「葦京」がその名も「葦」となり、宗教儀禮そのものが行なわれなくなるという時代に入る。ここまで論じて来たことを踏まえて言うなら、「葦京」そのものが如上の歴史的轉換を實現する上で重要な役割を果たし、その歴史的役割を果たしおえたということである。それは別の言い方をすれば、西周時代前半期の長い年月を費やして、殷系氏族が西周王朝の「天の思想」への轉換を遂げ、「西周王朝の中に定着する段階に入った」¹⁾期間とも言えるであろう。このような轉換は、國家論の分野でいう「第三權力」の問題であるが、本稿ではそこまで問題を擴げず、標題の問題に沿って進めていきたいと思う。

西周前期……武王・成王・康王（休王）・昭王

西周中期……穆王・共王・懿王・孝王・夷王（後半は懿王期から）

西周後期……厲王・共和・宣王・幽王

ここで先ず述べておきたいことは、西周中期後半の「葦」関係の青銅器が何れも孝王期のものだという点である。このことは、孝王期の前の懿王期に鎬京への遷都があったことを示す有力な資料となるのではあるまいか。

〔葦宮・葦人を監理する任務を命ずるもの〕

⑩卯殿蓋 集成4327 「通釋一四九」 孝王期

佳王十又一月既生霸丁亥、燹季入右卯、立中廷、燹白乎令卯曰、鬲

乃先且考死嗣燹公室、昔乃且亦既令乃父死嗣葦人、不囄、受我家寀、用喪、今余非敢夢先公又徃祿、余懋再先公官、今余佳令女死嗣葦宮・葦人、女母敢不善、易女瓚章四、穀・宗彝一・將寶、易女馬十匹・牛十、易于乍一田、易于宦一田、易于隊一田、易于截一田

卯拜手頁手、敢對揚燹白休、用乍寶隣殿、卯其萬年、子々孫々、永寶用

（佳王の十又一月既生霸丁亥、燹季入りて卯を右け、中廷に立つ。燹伯呼びて卯に令して曰く、乃の先祖考に在りて、燹公の室を死嗣めたり。昔乃の祖も亦既に令せられ、乃の父も葦人を死嗣めたり。不淑なりしとき、我が家の朱を取りて、用て喪せしめたり、今余敢て先公の進退すること有りたまひしに遯に非ず。余懋めて先公の官を稱ぐ。今余佳汝に令して葦宮・葦人を死嗣めしむ。汝、敢へて不善なること母かれ。女に瓚章四・穀・宗彝一・簠寶を賜ふ。汝に馬十匹・牛十、乍に一田を賜ふ。宦に一田を賜ふ。隊に一田を賜ふ。截に一田を賜ふ。）

卯拜手稽首し、敢へて燹伯の休に對揚して、用て寶隣殿を作る。卯其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。）

【譯讀】

それは王の十一月第二週丁亥の日のことであつた。燹季殿が卯（私）の介添人として私を誘導して門から入り（燹公の廟の）中廷に立った。燹伯殿が卯（私）を呼び次のように發令された。

「顧みれば汝の先祖考の頃、燹公の室の祭事を司っていた。その昔、汝の祖父がこの任務を命ぜられただけでなく、汝の父も引き續き葦人

のことを司っていた。例えば不幸のあった時には、我が家の朱を取って喪事の供物としたのであった。

今、余は先公〔燮公〕のなされたところに逆らわず、務めて先公の官を稱えるものである。今、余は改めて汝に葦宮・葦人を司ることを命じる。汝はこの任務をつつがなく務めよ。任命に當って、瓚章・穀・宗彝一・韞寶を賜與する。また、馬十四・牛十を與える。さらに田を乍・室・隊・截のそれぞれに一田ずつ與える。」

卯〔私〕は儀禮作法に従って額ずき拜受した。そして燮伯殿の賜物に應えて、祭器を作ったのである。わが卯の家が萬年の永きにわたって榮えるよう、子々孫々、この祭器を用いて祖祭を行なえ。

【考釋】

作器者の卯がどこの中廷で任命されたのかが記されていないが、その後燮公の室が出て来るので燮公の宮廟の中廷であつたと思われる。このことは葦京がすでに葦京でなくなり、葦とだけ呼ばれていることと關係がありそうである。西周中期後半に入ると鎬京が築かれ王朝の儀禮の中心は鎬京に移っていたものと思われる。そしてその葦の中の葦宮や葦人の管理を卯に命じている内容である。命じているのは王ではなく燮伯である點が、これまでの册令（命）形式金文とは異なる點ということになる。その上、任命を受ける卯の介添人も燮季であり、燮伯と同族の關係にある。葦京ならぬ葦の管理に關する任命式が燮公の宮廟の中廷で行なわれているということは、葦の地そのものが燮伯の管理下にあつたことを物語るのではないかということになる。燮伯は前期の銘文に出て来る燮子旅の後裔であろう。つまり周公一族

の一つである。

卯が命じられた任務は、先ず祖父が掌っていた燮公の室の祭事。そして父の掌っていた葦人の管理も引き續き行なうことが確認される。そしてそうした上に今回は葦宮（葦京にあつた様々な宮廟を指すのであろうか）の管理も命じられるのである。中期前半までの銘文を見て分かるように葦京には多くの宮廟や池がありそこで祭祀儀禮が盛んに催されていた。しかし中期後半からはそのような儀禮が行なわれなくなる。そして呼び名そのものが葦京ではなく葦となるのである。中期後半になるとこうした祭祀儀禮の場所が鎬京の方に移されたのではないかと推測は、考古學の示す鎬京の建造時期と奇しくも一致している。そのような葦京の跡地である葦の人民と宮廟との管理を卯は託されるという内容になっている。このように考えを進めると、葦京の地をどこに比定するかという積年の懸案についても一つの有力な候補地が浮上してくるのであるが、この件については本稿の補論として最後の節で私案を提示してみたいと思う。

【特記事項】

- 1、葦京の跡地である葦の地の人民と宮廟との管理を卯に託するという銘文。
- 2、任命した場所は燮公廟（先公）の中廷、任命したのは燮伯、右者は燮季。
- 3、葦が周公一族の采邑（知行所）の觀を呈している。
- 4、作器者の卯は股系氏族ではないようである。

〔弭叔に、弭伯（縁戚の者）の輔弼を命ずる内容〕

⑨弭叔殷（師宋殷） 集成4253、4254 「通釋一一六」孝王期

佳五月初吉甲戌、王才葦、各于大室、卽立中廷、并叔内右師宋、王乎尹氏、册命師宋、易女赤舄・攸勒、用楚弭白、師宋拜頤首、敢對揚天子休、用乍朕文且寶殷、弭弔其邁年、子々孫々、永寶用

（佳五月初吉甲戌、王、葦に在り。大室に格り、位に中廷に卽く。

邢叔内りて師宋を右く。王、尹氏を呼び、師宋に册命せしむ。汝に赤舄・攸勒を賜ふ。用て弭白を楚たすげよと。師宋拜して稽首し、敢へて天子の休に對揚して、用て朕が文祖の寶殷を作る。弭叔其れ萬年ならむことを。子々孫々、永く寶用せよ。）

【譯讀】

それは五月の第一週甲戌の日のことであつた。王は葦にあらせられ、大室にお出ましになつた、（それがし師宋は）大室の南面にある廷の眞ん中の（所定の）位置に卽いた。その時の次第は次の通りであつた。邢叔殷が私の介添え人として廷内にお入りになつた。王は、尹氏を呼び册書に記されたように王命を師宋に傳え職に任じた。任命に當つて赤舄と攸勒をも賜與された。もつて弭伯を弭けよとのことである。師宋は儀禮作法に従い額ずいて拜受した。

以上の次第であるから、ここにつつしんで天子の賜物に應えて、わが文祖の祭器を作つたのである。弭叔の家が萬年まで榮えんことを祈る。子々孫々末永くこの祭器を用いて祖祭を行なえ。

【考釋】

葦には大室があつた。そこに王が出御し師宋（弭叔）に册命した次

第を記す銘文である。師宋の介添人は周公一族の邢叔、王の代理で王命を發する役は尹氏がつとめた。この尹氏は内史尹であらう。師宋（弭叔）の任務は弭伯の輔弼をすることと讀める。ただ弭叔は弭伯と縁戚關係にあり、弭一族の長老的な存在である弭伯を若い弭叔がたすけるように命じられてゐると解すると、弭一族のかなり私的な關係にまで王が入つてくることになる。このような内容の銘文は他に見えないが、あるいは王とも關係の深い氏族であつたかも知れない。賜物は儀禮用の赤舄（赤い縫い靴）と攸勒（馬の轡の一種）である。

【特記事項】

1、作器者の師宋（弭叔）は縁戚關係にある弭伯の輔弼を任せられた。た。

2、右者は周公一族の邢叔。

【参考】《弭伯殷》 集成4257 「通釋一六五」 孝王期

佳八月初吉戊寅、王各于大室、爰白内右師藉、卽立中廷、王乎内史尹氏册命師藉、易女玄衣黼屯・鉢市・金釭・赤舄・戈珣或彤沙・攸勒・纁旂五、日用事

弭白用乍隣殷、其萬年、子孫永寶用

（佳八月初吉戊寅、王、大室に格る。爰伯内りて師藉を右け、位に中廷に卽く。王、内史尹氏を呼び、師藉に册命せしむ。女に玄衣黼純・叔市・金釭・赤舄・戈珣或彤沙・攸勒・纁旂五を賜ふ。日に用て事へよ。）

弭白用て隣殷を作る。其れ萬年ならむことを。子孫永く寶用せよ。）

【考釋】

この《弭伯戩》の場合、「王在莽」という文言が省略されているが、《弭叔戩》と同じように「莽」の入室の意で同じ場所であろう。ここに王が出御し師藉（弭伯）に冊命した次第を記す銘文である。師藉の介添人は爰伯である。爰伯は⑩卯戩蓋でも右者をつとめた人物であるが、邢公と同じように周公一族である。⑪の《弭叔戩》では王の代理で王命を發する役を「尹氏」とだけ記されていたが、この《弭伯戩》では内史尹氏がつとめたとあり、こちらの方が正式な名稱であることが分かる。

前掲の《弭叔戩》では、弭叔（師室）に命じたのが弭伯の輔弼であったが、こちらの弭伯（師藉）がどのような任務を命ぜられたかは記されていない。ただ賜物はこちらの方が多く、馬に乗る時の膝掛や佩玉・武器・馬具・旗など、軍事を掌る師の職に對する賜物らしいものが並んでいる。このように二つの銘文を照合して讀むと、先ほどの《弭叔戩》の賜物がやはり軍事を掌る師の職に對する賜物であったことが合點できる。前述の弭叔の任務は弭伯を輔弼することだったと解釋してよさそうである。

【特記事項】

- 1、作器者の師藉（弭伯）は《弭叔戩》に見えていた。
- 2、右者は周公一族の爰伯である。
- 3、王言を傳える役の内史尹氏は《弭叔戩》の時と同じ人物である。

〔主従の關係にある者の間で起きた土地争いの裁判の經緯を記したもの〕

②〇 儻匣 集成10285 「通釈補一—h」 孝王期

佳三月既死霸甲申、王才莽上宮、白揚父廼成賢曰、牧牛、廼、乃可湛、女敢目乃師訟、女上廼先誓、今女亦既又知誓、專趨齋親儻匣、亦纒五夫、亦既知乃誓、女亦既從辭從誓、弋可、我義便女千、儻殿女、今我赦女、義便女千、黠殿女、今大赦女、便女五百、罰女三百

白揚父廼或使牧牛誓曰、自今余敢嬰乃小大事、乃師或目女告、劓狄乃便千儻殿、牧牛劓誓、乃目告史覲、史旨于會、牧牛辭誓成、罰金儻用乍旅盍

（佳三月既死霸甲申、王、莽の上宮に在り。白揚父廼も賢を成して曰く、牧牛よ、廼、乃ち湛にすべし。汝、敢へて乃の師を以て訟し、汝上廼して先づ誓ひたり。今汝亦既に誓ひに知ふこと有り。齋を專趨し、儻の匣を親したり。亦茲の五夫も、亦既に乃の誓ひに知へり。汝亦既に從辭し從誓せば、必ず可ならむ。我義しく汝を鞭つこと千、汝を儻殿すべきも、今我汝を赦さむ。義しく汝を鞭つこと千、汝を儻殿すべきも、今大いに汝を赦し、汝を鞭つこと五百、汝に三百鏹を罰せむと。

白揚父廼ち或、牧牛をして誓はしめて曰く、今より、余敢へて乃の小大の事を嬰めむ。乃の師、汝を以て告ぐることを或らば、則ち乃に鞭千・儻殿を致さむと。牧牛則ち誓ふ。乃ち以て史覲・史旨に、會に告ぐ。牧牛、辭誓すること成り、金を罰とす。儻、用て旅盍を作る。）

【譯讀】

それは三月の第四週甲申のことであった。その時、王は葦の上宮にあらせられた。白揚父殿は、豫め用意してあった審判の言葉に従って次のように言われた。「おう、牧牛よ、今、汝に審判を申し渡す。かつて汝の上官たる師儼との裁判の時に誓約をした。だが汝はその誓いに背いた。それは以下のごとくである。

汝の上官たる師儼の田地に侵入し、儼の倉から農作物を略取した。
またさらにこの五人の者たちも、汝とともに誓いに背いた。

汝が自らの言葉で誓いを述べることができれば、この度のことは必ず許すことにする。本来なら汝の罪は鞭打ち千回が順當なところだが、この度は特別に許してつかわすのだ。（重要なことだから繰り返すが）本来なら汝の罪は鞭打ち千回が順當なところである。それをこの度は特別に許してやるという特別の計らいなのだ。特段に許して、汝を鞭打ちこと半分の五百回とする。それと金三百鏹も儼殿に納めよ。

白揚父殿はまた牧牛に誓わせる言葉を次のように傳えた。「今日より後は、汝の諸々の仕事については余が管理する。もしも汝の上官たる師儼が提訴告發するようなことがあれば、先ほど述べたように汝を鞭打ち千回の罰に處する。

かくて牧牛は誓いを立てた。そしてそのことを會同の場で史凱・史卣に報告した。牧牛自らの言葉で誓うという手順を踏むことができ、罰として金三百鏹を納めたのである。儼はそれを記念として旅盃を作ったのである。

【考釋】

土地の所有をめぐる裁判の審判の言葉が記されたもの。葦の上宮については一例しか見えないが、文字通りに解すれば上の方に位置する宮廟の意ということになる。日本の場合も上宮・下宮はそのような意味で名づけられる。素直に考えれば平地よりも高い所あるいは山手にある宮廟ということになる。そしてもしもそうだとすると葦京（葦）はそのような地形の山裾とか山麓に位置していたのではないかと思われる。そこで行なわれたのは土地の所有をめぐる裁判であった。裁判官の名は白揚父。牧牛とその上官である師儼との間で行なわれた。

【特記事項】

- 1、作器者師儼と配下の牧牛との間で起きた土地争いを廻る裁判の審判を記録したものの。
- 2、裁判は葦の上宮で行なわれた。
- 3、葦京（葦）の場所は小高い山のような地形の山裾か山麓にあった可能性がある。

【葦京關係銘文西周中期後半の小整理】

- ⑱ 卯殿蓋では、爰公の中廷で卯に對する任命式が行なわれ、任命者は王ではなく爰伯であった。右者も爰伯と縁戚關係にある爰季であった。また爰公・爰伯・爰季は周公一族。任命の内容は葦京の跡地である葦の地の宮廟と人民との監理を卯に託すという銘文である。

- ⑲ 弭叔殿に見える右者は邢叔、弭伯殿に見られる右者は爰伯。とも

に周公一族である。

⑳ 僭臣には、裁判が葦の地の土宮で行なわれたことが記される。

【補論】《毛公鼎》の銘文に記された「命女亟一方」の意味について

右の【小整理】に記したように、㊸卯殷蓋はそれまでの葦京のイメージを破るかなり特異な内容であった。任命式の場合が周公一族の先公である燹公の中廷。任命者は周王ではなく周公一族の燹伯。右者も周公一族の燹季という具合である。そして、卯という人物に命じたのは、葦京の跡地である葦の地の宮廟と人民との監視という任務であった。ここから「葦京」ならぬ「葦」の地が、この時すでに周公一族の監視下にあった様子がうかがえるのであるが、このような状態になった事情の一端を記していると思われる銘文がある。周公一族の一つである毛公の作器になる《毛公鼎》である。

《毛公鼎》は岐山縣の出土とされてきたが、具體的な出土地は不明ということになってきた。この件については當研究所「紀要」の七號に掲載された拙稿「《天亡殷》私考」において、《天亡殷》と《毛公鼎》との出土地は周公廟遺址ではないかという私案を提示しておいた。その時は、それ以上掘り下げる材料をもたなかったため、私案として提示するにとどまっていた。

その後、周公廟遺址の附近や周公廟のある鳳凰山を實際に歩く機会を得たことによって、地勢的な知見を多少加えることができるようになった。發掘報告を読むための下準備をいくらかできた状態で、周公廟遺址の發掘報告が刊行されることを鶴首しているところである。そ

れはそれとして、今回、葦京關係の銘文をまとめて読み直したことによって、《毛公鼎》の読みもいくらか深まり、出土地が周公廟遺址である可能性は非常に高くなったと考えている。この件を「補論」としてここに入れることにした。葦京の地は周公廟遺址ではないかという考え方と表裏一體になっていることでもあり、ここに展開する次第である。論文が長篇化してしまうが、ご理解頂ければ幸いである。

【参考】毛公鼎 集成2841 「通釋一八一」 共和期

《毛公鼎》は全文が四九九字の超特大級の銘文である。しかも《史牆盤》のように王統譜や家系譜が入ることによって長文になっているのではなく、全文のほとんどが、王が毛公に語りかける内容になっている。先ず文武の草創期に天命を拜受し天下一統に務めた時代を周王として回顧し、その後の時代も君臣ともども相協力して、天の天命の下に王朝を保持してきたことを述べるところから始まる。それに對して現在の状況は王自身の不徳の致すところで四方が大いに亂れ、國家存亡の危機に直面している。については毛公の力が必要であるという風に語りが進んでいくのである。今話題に取り上げようとしているのは、毛公に命じている具體的な任務のことであるから、その部分だけ引用しておくことにする。

王は先ず、「汝に命じて我が邦我が家の内外を辭めしむ。小大の政を恣み、朕が位を嘽けよ。」と言う。これは王朝内外の政事をよく治めて、王位にある朕を助けよという要請であるが、その後、次のような言葉が続けられる。

王曰、父曆、今余唯嚮先王命、命女亟一方、曰我邦我家、母領于政、勿離速庶□寅、母敢龔囊、龔囊迺致鰥寡、善效乃友正、母敢湛于西、女母敢冢、才乃服、圖夙夕、敬念王畏不暘、女母弗帥用先王乍明井、俗女弗目乃辟函于嬾

王曰、父曆、曰、彼茲卿事寮大史寮、于父即尹、命女、飄嗣公族季參有嗣、小子師氏虎臣季朕執事、曰乃族、干吾王身、取賈卅等

（王曰く、父曆よ。今余これ先王の命を纏ぎ、汝に命じて一方に亟とし、我が邦我が家を曰ならしむ。汝、政に傾ること母く、庶□の貯を速速すること勿れ。敢て龔囊すること勿れ。龔囊するときは、迺ち鰥寡を致ましめむ。乃の友正を善效し、敢て酒に湛むこと母れ。汝、敢て墜さず、乃の服に在りて、夙夕を圖み、王畏の易からざるを敬念せよ。汝、先王の作りたまへる明刑を帥用せざること母れ。汝の、乃の辟を以て艱に函れざらむことを欲す。

王曰く、父曆よ。曰はく、茲の卿事寮・大史寮に役め、父に于て即きて尹さしめよ。汝に命じて、併せて公族と參有嗣、小子・師氏・虎臣と、朕が執事とを嗣めしむ。乃の族を以いて、王の身を致敵せよ。賈三十鍰を取らしむ。）

ここは拙著『西周王朝論《話體版》』でも取り上げた箇所であるが、今回葦原關係の銘文をまとめて讀んだことよって氣付いたことがあるので、その點について述べておきたい。他の銘文に施したように《毛公鼎》のこの箇所にも譯讀を試みることにする。

【譯讀】

王の言葉が續く。父曆よ。今余〔王〕は先王である文王武王の授け

られた天命を繼承したが、今回は特に天子として、汝に對して一方（一方の区域）の君としてその地を治めることを命ずる。我が邦とわが家の勢威を大いに盛んにせよ。また、汝は政事においては慎み深く行ない、庶民の蓄えを妨げたり、搾取することのないようにせよ。また、敢て一律に課税したり、貧富の別なく賦貢を徴したりすることのないように。もしもそんなことをすれば、負擔能力のない者にとっては殘酷な仕打ちとなるであろう。また、汝の下僚を良い方向に導き、酒に溺れることなどなきようにせよ。そして余が授けられた天の天命が失墜することのなきように望む。汝の職事を保ち、つつしんで祭事を行ない、王の權威の容易ならざることをよくよく考えよ。汝は、先王の作りたまえる明刑をそのまま引き續き用いよ。汝が、汝の主君〔王〕を艱難に陥れることのないように望むものである。

王の言葉がさらに續く。父曆よ。この卿事寮〔行政系統〕・大史寮〔祭祀官系統〕の職事において自ら戒めつつしみ、父〔汝〕の監督指導に従わしめよ。また汝に命じて、兼務職として、公族・參有司の小子・師氏・虎臣と、朕の執事とを治めしむる。汝の族人を率いて親衛隊とし、王の身を護衛せよ。その報償を與える。（以下報償の賜與物が列擧されるが、今は省略に従う。）

【考釋】

ここで改めて取り上げたいのは引用箇所冒頭の「王曰、父曆、今余唯嚮先王命、命女亟一方、曰我邦我家」で、特に「命女亟一方」の部分である。この「一方」という語は金文では他に用例のない語で語義を確定しにくいのだが、白川靜は「二方面の意であろう」としている。

一方面では分かりにくいのが、かなり大きい一定程度の規模をもつ地域を指す言葉であろう。「●方」という語は、甲骨文では殷王朝とは獨立していた方外の部族を指す場合に用いられ、土方や呂方・召方などの例がある。こうした語例を勘案すれば、一つの部族が集住できるほどの規模をもつ地域とでもいうような意味で用いられていると見て良いのではないかと思う。そしてまた場所的な位置としての「方」には中央から見て遠方という意も含んでいるので、國の中心地からはかなり離れたイメージをもっている。ここではそのような場所にある「一方の方域」の「亟きみ」に任命するということである。「亟」は後に「極」と書かれるようになるが、「君」の意である。君の意を示す語には他に「辟」があり、金文では「辟」の方が一般的である。その辟とは一應の區別があると考えて、その地域の最高位たるものを示す語と捉えておく。王朝の中でのことであるから「一方」の最高責任者、あるいは最高位にある監理者ということになる。

このように見ると、「葦京」の變遷が示す西周中期後半以降の状況と符合するように思われる。すでに見たように「葦京」は中期後半以降は「葦」と呼ばれ、周公一族がその監理者のようになっていたことが銘文から見てとれた。そして岐山縣出土とされるものの、具體的な出土地になると不詳とされてきた《毛公鼎》と《天亡殷》の銘文の内容が、葦京という土地の特質と密接な関係があることに思い至るのである。

D 後期……「葦」

〔召公一族の間でおきた土地の管理権をめぐる裁判の内容を記録したものである〕

②六年瑯生殷 集成4293 〔通釋一九五〕 殷系氏族（召公系）

佳六年四月甲子、王才葦、鹽白虎告曰、余告慶、曰、公厥稟貝、用獄諫、爲白又祗又成、亦我考幽白幽姜令、余告慶、余曰邑訊有嗣、余典勿敢封、今余既訊、有嗣曰、戻令、今余既一名典獻、白氏則報璧、瑯生對揚朕宗君其休、用乍朕刺且鹽公嘗殷、萬年、子々孫々、實用享于宗

（佳六年四月甲子、王、葦に在り。鹽伯虎告げて曰く、余、慶を告ぐ。曰く、公の稟けたる貝は、用て獄諫とせり。爲伯に祗しめる有り、成有り。亦我が考幽伯幽姜の令したまへるままなり。余、慶を告ぐ。余、邑を以て有嗣に訊げたり。余、典して、敢へて封ずること勿し。今余、既に訊げたりと。有嗣曰く、令を戻かにせりと。今余、既に一名して典獻す。伯氏則ち璧を報じたまへり。瑯生、朕が宗君の休に對揚して、用て朕が烈祖鹽公の嘗殷を作る。萬年ならむことを。子々孫々、實用して宗に享せよ。）

【譯讀】

〔短い文章の中で場面が次々に轉換されるため非常に分かりにくいので、最初に概略を記しておいた方が良いと思われるが、今は取り敢えず、できるだけ分かりやすく譯すことを心がける〕

それは六年四月甲子の日のことであった。王は葦の地にあらせられた。先ず鹽白虎殿の方から王に良き報告として次のように申し上げた。

「（そちらにいる）公（珣生）が賜わった貝が訴訟の手續きをするきっかけとなりました。この度の審判は先般、爲白殿によって嚴肅に執り行なわれ、つづがなく終えることができました。おかげをもちまして、わが亡父幽白・亡母幽姜の願いがかないました」とのことであった。

その後、もう一つ良き報告がありますと申し出て、今度は珣生（私）の方から王に、次のように申し上げた。「有嗣殿にすでに申し上げておりますが、この度わが邑の管理權を（そこにおられる）鹽伯虎殿にお譲りすることに致しました。このことを記録することは致しますが、標識を立てることまでは致しません」ということである。

以上のことを有嗣殿に申し上げました時に、有嗣殿は次のように仰せられました。「今汝が申した。故人の遺命をはっきりと銘記したものを王室に獻呈するがよい」と。

こうして鹽伯殿が璧を報じてこの度の訴訟のことが終了した。

私・珣生は、わが宗君（本家）たる鹽伯虎殿のご厚情に對して、記念にわが烈祖たる鹽公の祭器を作るのである。この祭器を子々孫々にいたるまで末永く本宗の祭事に用いよ。

【考釋】

これも裁判の審判の文言を記録した銘文。作器者の珣生の烈祖が鹽公であり、本家（宗君）が鹽伯虎（召伯虎）という關係になつてゐる。召公一族の間で起きた訴訟を記録した銘文が、子々孫々にいたるまで祖祭の時に唱えられることになる。こうして一族内であつて起きた紛争の概略と審判の内容とがはっきりした形で傳承されていくことになる。

【特記事項】

- 1、作器者の珣生は召公の子孫で殷系氏族。
- 2、ともに召公一族に屬する鹽伯虎と珣生との間で起きた、訴訟裁判の審判の文言を記録した銘文。
- 3、裁判は葦の地で行なわれた。

〔葦の冑官などの監理者に任命するもの〕

②楚殷 集成4246〜4249

佳正月初吉丁亥、王各于康宮、仲佃父内又楚、立中廷、内史尹氏册命楚、赤市、纁旂、取遺五守、嗣葦冑官・内師舟、楚敢拜手頤首、甞揚天子不顯休、用乍隣殷、其子々孫々、萬年永寶用

（佳正月初吉丁亥、王、康宮に格る。仲佃父、内りて楚を右け、中廷に立つ。内史尹氏、楚に册命す〔たまものは〕赤黼市・纁旂なり。遺、五鏃を取らしめ、葦の冑官・内師舟を嗣らしむ。楚敢て拜手稽首し、天子の不顯なる休に甞揚して、用て隣殷を作る。其れ子々孫々、萬年まで永く寶用せよ。）

【譯讀】

それは正月の第一週丁亥の日のことであつた。王が康宮に赴かれ册命式が行なわれた。式の次第は次のごとくである。稱揚される楚（人名）の介添人である仲佃父が楚とともに門から入つて所定の位置である中廷に立った。（王が内史尹氏を呼び）楚に册命をさせた。賜物は赤黼市、纁旂。さらに遺五鏃も取らせた。任命された職務は葦の冑官

と内師舟の監理である。楚は慎み深く儀禮作法に従って額ずき、天子のありがたくも神々しき賜物に應えて、この祭器を作ったのである。以上のことであるから、子々孫々、萬年にいたるまで永く祭器として祖祭に用いよ。

【考釋】

楚〔人名〕の任務が葦の罫官と内師舟の管理だという。罫は都に對する語で經營的な農地のことと思われるが、そこに葦が中心地から離れた所になっているという認識がうかがわれる。かつて儀禮が盛んに行なわれたことが過去のことになっていると見てよいのではないか。

【特記事項】

楚〔人名〕が任命される職務が葦の罫官と内師舟ということである。

【葦京關係銘文の後期の小整理】

これらの銘文からうかがわれることは、葦が中期後半から引き續き裁判の行なわれる場所になっていること。しかも主従の間での裁判(中期後半の儻匪)や同族間での裁判という、かなり小振りの裁判が行なわれている点である。そして王朝儀禮と思われる重要な祭儀が行なわれた場所としての役割を終えたのではないかという推測を、一層助けるような内容になっている銘文が②《楚殷》である。この銘文からは農地としての役割が大きくなってきている葦の地の姿が浮かんでくる。後期の葦關係の銘文が現時点ではこの二器しかないということも、葦京の歴史的な役割を終えた様子うかがうことができるのではないか。

三 葦京の役割の變遷

西周時代の前期から後期までの時期毎の特徴を「小整理」の形で整理しておいたが、論文そのものが長くなっているため、全體として把握しにくくなっていると思われるので、ここでもとめ直しておくことにする。

〔1〕葦京關係の青銅器の作者は全期を通して股系氏族が多いが、とりわけ前期から中期前半までに集中しているという現象が見られる。作者者が股系氏族でない場合には周公一族が作者である場合が多いというのも注目すべき点である。後期になって股系氏族の作者が見られなくなるのは、葦京という空間の性格が變化したと、股系氏族が西周王朝の中に定着したことによるものと思われる。

〔2〕前期には股の大祭を股系氏族の集住する成周で行なうよう、周王が命令を發している。その命令を發する場所が葦京であった。ここに、葦京という空間としての役割、すなわち股周雙方の氏族を繋ぐ接点としての役割を果していたことがうかがわれる。國家規模の儀禮が、宗周・葦京・成周の順で行なわれているのもそのことを物語るものと思われる。ふりかえってみれば、克股直後の國家儀禮の様子を記した《天亡殷》の「衣祀」がその始まりであったことも、改めて合点がいくのである。

〔3〕中期前半では、葦京で行なわれる周王主宰のほぼすべての祭儀において股系氏族が奉仕している。

- [4] 中期後半になると、「莒京」ではなく「莒」と呼ばれ、「莒」の地が周公一族の監理下に入ったように見うけられる。このことは《毛公鼎》の銘文に記された「命女亟一方」とも符合する。
- [5] 中期後半になると、「莒」の地で裁判が行なわれるようになり、それが後期にも引き継がれる。

[6] 以上のことは、中期後半から王朝の儀禮の中心が鎬京に移ったことと符合する。

四 莒京の地について

莒京関係の銘文を一通り読んできて、その場所を特定できるものから特定したいという思いを抱くのは誰しも當然のことだが、説得力のある根拠を挙げた上で推定した先行論文が一篇もないのが現状ではあるまいか。具體的な名前を一々挙げることは差し控えるが、莒京の地を推定する方法といっても、相似た地名を探してきたり、莒京という地名の記された青銅器が新しく発見されると、その度にその青銅器が出土した地がその附近ではないかと考えたりというように、アプローチの仕方そのものに甚だ心許ないものがある。私がここで提示するのも一つの試案に過ぎないが、推定する根拠を示しておくのは、今後この問題を考える上で少しは意味があるのではないかと考えるので、私自身の覺書のため記しておくことにする。

莒京という名稱についても後ほど私案を提示するが、重要なことは莒京で何が行なわれていたかということ、あるいは莒京が王朝の中でどのように位置付けられ、どのような役割を果たしていたか、という役

割や機能の面からの考察が必要ではあるまいか？ そうした角度からのアプローチとしては恩師白川静がすでに一つの道をつけていたもので、本稿はその成果を踏まえながら更に掘り下げる方向で進めてきた。先ずは、莒京の具體的な場所を推定するための材料を次に列挙してみたいと思う。

1 莒京という地の役割と變遷という側面からの材料

- 1、西周時代の前期から中期前半までの間、辟雍を中心に様々な祭祀儀禮が盛んに行なわれていたが、中期後半以降はその役割を終え、新しく建設された鎬京の方にその役割を譲った。
- 2、當初の役割を終えた後、莒京はその名も莒となり、全く性格の異なる土地に姿を變えた。
- 3、莒という土地自体が周公一族の監理するところとなり、その采邑の様相を呈するようになった可能性が高い。

2 莒京を周公廟遺址に比定する理由

- 1、周公廟遺址が発見された當初は、墓道を四本具えた大墓が発見されたことから、西周王朝の王陵ではないかと騒がれたが、出土した文物の整理が進むにつれて、周公の采邑であろうという説に収束しつつある。發掘状況については後ほど改めて整理する。

2、周公廟遺址から出土した可能性が高いと考えられる《毛公鼎》と《天亡殷》には、莒京に關わる重要な内容が記されている。《毛公鼎》と《天亡殷》の銘文についてはすでに具體的に見てはいるが、

この標記の観点から改めて整理するとそれぞれ次のようになる。

3、《毛公鼎》に記された「命汝亟一方」は、王命により、周公一族の毛公が葦京の最高責任者に任命されたことを物語る文言である。

4、克殷直後に作られた《天亡殷》の銘文には、周の祭祀である天室の祭儀だけでなく、殷の祭祀である衣祀も行なわれ、殷系氏族を西周王朝内に迎え入れる意味をもつ儀禮が行なわれたことが読み取れる。これは葦京で行なわれた祭儀の性格に相通するものがあり、その先蹤とすることができるといえる。

5、周公廟遺址から発見された大型建築遺址は殷末から西周中期前半までのもので、葦京関係の銘文の分析から読み取れる葦京の歴史の變遷と一致する。

6、葦京あるいは葦という地名が示す地理的な条件が周公廟遺址のそれとかなり重なる面があるという点も挙げておきたい。これについては次項に考察する。

3 「葦京」あるいは「葦」という地名について

「葦」という地名は文献には見えないものであるから、字形と音との両面から考察を加える必要がある。「葦」字形は鎬京の鎬を示す「蒿」字形（周原甲骨に二例見える⁵）と相似た構造になっている。後者の「蒿」は「高」の上に「艹」字形を加えた形である。音は高の音「コウ」であろう。「艹」は元々人の住まなかつた草深き原野であったことを示すものではないか。そして、王朝の重要な大型建築物や人が住むため

の住居を新たに建設するために、そのような土地を開拓したという経緯を暗に示しているのではあるまいか？ これはあくまで字形からの推測に過ぎないが、こうした遷都に到る経緯は古代日本のミヤコ建設の場合とも一致するものであろう。

「葦」字形の場合は、やはり草深き原野を開拓したという点では「蒿」と一致しているが、上下の「艹」字形の間に「方（方）」と「A」とが記されている。「方」は甲骨文では、「𠂔方」や「孟方」などのように、殷王朝に従わない獨立性の強い方國（部族）を呼ぶ時に用いられたが、元々「外方・邊境」の意味合いがある。そして「A」字形は、「令」字論序説⁶で具體的な用例を挙げて詳しく論じたように、禮冠などではなく、王が命令を發する場所である「朝堂」のような空間をシンボリックに示したものではないかと考える。つまり、ミヤコなどの中心部からかなり離れた所にあり、そこにおいても王命を發したり、儀禮を行なった場所であることを示す字形になっているのではないかといいられる。

以上のような条件を満たす土地といえば、周原も候補として挙げられなくもないが、周原は地勢的に見て「外方・邊境」というイメージはなく、周原から見た周公廟遺址の方がむしろびったり當てはまる。それに「周原」は周という原野を意味する語ではなく、「周の源」すなわち周發祥の地を示す地名であって、「原」の原義はその初文「𠂔」が示すように「源」である。その周原を起點として後に「宗周」ができて、更に殷の殘存勢力を住まわせる「成周」ができたということではないか。そのようなことを勘案するなら金文の中に出て来る「周」と

いう地名は、やはり「宗周」と同地ではなく、「周原」の地を示すものと考えらるべきだということになる。その「周」から見て北へ三〇kmの距離にある周公廟遺址は、「周」から北行して長い緩やかな傾斜を何時間も上って行って初めて辿り着く山麓にあるのである。そしてその地を懐にした鳳凰山の遙か向こうには岐山山脈が東西に広がっているといった地形になっているのである。

4 宗周・周原・周公廟・成周の距離と日數

周公廟遺址のことに入ろうとしていたのに、水を差すような感じになるが、場所を比定する上で無関係ではありえない問題について、ここで言及しておきたいと思う。前期の「葦京」關係の銘文では、例えば②土上亩の銘文に「佳王大命于宗周、佶饗葦京年、才五月、既望辛酉、王令土上眾史寅、覈于成周、替百生篋、眾賞亩・鬯・貝、用乍父癸寶隣彝、臣辰册」などとあるように、祭祀儀禮の場が「宗周」から「葦京」に移動したり、あるいは「葦京」から更に「成周」へと移動することが記された銘文があるのはすでに見てきた通りである。短い銘文の中で連続して書かれているので一氣に移動したかのような印象を受けるため、もうその日のうちに移動を終えてしまったかのような錯覚が起きるが、「宗周」での大祭を行なった後、直ちに葦京に赴き、その日の内にまた饗という大祭を行なうなど到底ありえないことである。では実際にはどのくらいの日數を要したのであろうか？口頭言語の時代であるから記録もなく計算のしようがないとはいっても、ある程度は推測しておく必要がある。この際一つの目安を作っ

ておきたい。

今参考にグーグル・マップを使って測ってみると、西安の宗周（西安豐鎬遺址）と陝西省岐山縣の周原遺址との距離は一〇六・九kmと出る。あくまで概算である。一〇km程度の誤差はあるかも知れないが便宜上この數値を用いる。また、宗周（西安豐鎬遺址）と成周（洛陽王城公園）との距離は三七七・二kmと出る。八〇mを一分で歩くとか、時速四kmとかで計算するのは比較的近距离の場合であり、一〇〇kmとか四〇〇kmの距離になると當然のことながら宿泊を伴う。王朝の行事としての祭祀儀禮を行なうわけであるから荷物も多く、多人數による移動になる。

このような集團が徒歩でどのくらいの時間をかけて移動したのかを算出する場合に参考になるのは、管見の及ぶところでは、江戸時代に頻繁に行なわれた大名の參勤交代に要した日數と、古代律令時代において、朝廷から發せられた文書が地方政府に届くまでに要した日數である。後者を知るための資料としては、古代律令制の頃の「出雲計會帳」がある。近世江戸時代の資料と古代藤原時代の資料に見る集團の移動ペースが一致する點に興味深いものがある。

參勤交代について参考にしたのは忠田敏男『參勤交代道中記——加賀藩史料を讀む』とウィキペディアの「參勤交代」である。藩と江戸の道中の距離は、兩者で一致しているのでウィキペディアに整理された數字も適宜用いた。『參勤交代道中記』は單なる道中記ではなく、參勤交代の制度を、その季節・行列の人數・行列の編成・通る街道・宿場町・費用等、多方面からその實態を描き出す興味深いもので、多

人数の長距離移動に伴う諸問題を具体的に知ることができる。古代中國のことを考える場合にもはなはだ有益であるが、今回は移動の距離と所要時間との関係という面での資料として用いることにする。

東海道五十三次は一二三里（四九二km）で、普通一三日の旅だったという。一日に十里つまり四〇kmの距離を歩いたとされる。加賀藩の場合は、金澤から江戸までが約一二〇里（四八〇km）で一三日かかることが最も多く、その次ぎに多かったのが一二日だったということであるから、東海道の場合とほぼ同じ距離、同じ日数で、一日に十里というのが一般的なペースであったことが分かる。

ただ、これらは平均した日数であり、年によっては三日とか四日とか餘計にかかっている場合がある。大雨に遭遇したり、洪水などのために川を渡ることができないという不測の事態が生じた場合である。山もあり谷もあるの言うまでもないが、交通手段が現代とは全く違う時代に徒歩で移動するわけであるから、このような不測の事態が起きることも念頭におかねばならないわけである。だが一日に約四〇kmほど歩いたという平均値は古代における集団の移動時間を算出する場合には非常に参考になるのである。今知りたいのは次の①～③の所要日数である。

- ① 宗周・周原間の距離一〇六・九km。
 - ② 宗周・成周間の距離三七七・二km。
 - ③ 周原・周公廟遺址の距離二九・八km。
- ②の宗周・成周間の距離は三七七・二kmで伊達家・仙臺藩の三六八

kmに近い。仙臺藩一行の所要日数は大體八～九日ということであるから、一日約四一～四六km歩いたことになる。おおよそ九日かかるとしておこう。この要領で①・③も計算してみることにする。

①の宗周・周原間の距離は一〇六・九km。一日四〇kmとすると、約二・七日であるから約三日かかる。

③の周原・周公廟遺址の距離は二九・八km。一日四〇kmのペースだと四分の三日の計算になる。まる一日はかからないが、到着後何か催し事を行なえる餘裕はない。

次ぎに「出雲計會帳」を見てみよう。ここでは朝廷から發令された文書が出雲に届けられるのに要した日数である。藤原時代のことから、藤原宮跡と出雲國府跡との距離をグーグル・マップで測ってみると三二二kmと出る。宗周・成周間の三七七・二kmとの差は五五・二kmで、件の歩くペースで算出すると一～二日程度の違いになる。藤原時代の傳送所要日数は緊急の場合は五～七日、一般の官省符なら一六～一七日ということである。同じ距離を參勤交代のペースで行けば八日ということになる。參勤交代の移動速度は律令時代の緊急の傳送の場合に近く、意外に速かったことが分かる。古代中國の西周時代における移動もほぼ同じくらいの速さで移動したものと推測しておいて良さそうである。以上に見た大集團の移動速度を適用した數字を算出した日数を整理してみると以下のようになる。

- ・宗周・周原間の距離は一〇六・九kmで三日（二・三～二・六日）。
- ・宗周・成周間の距離は三七七・二kmで九日（八・二～九・二日）。

・周原・周公廟遺址の距離は二九・八kmであるから一日で行ける距離ではある。

5 周公廟遺址の概況

周公廟遺址は陝西省岐山縣に屬し、現在の岐山縣政府の所在地からだと北へ約七kmと、比較的近い距離にある。だが同じ岐山縣に屬する

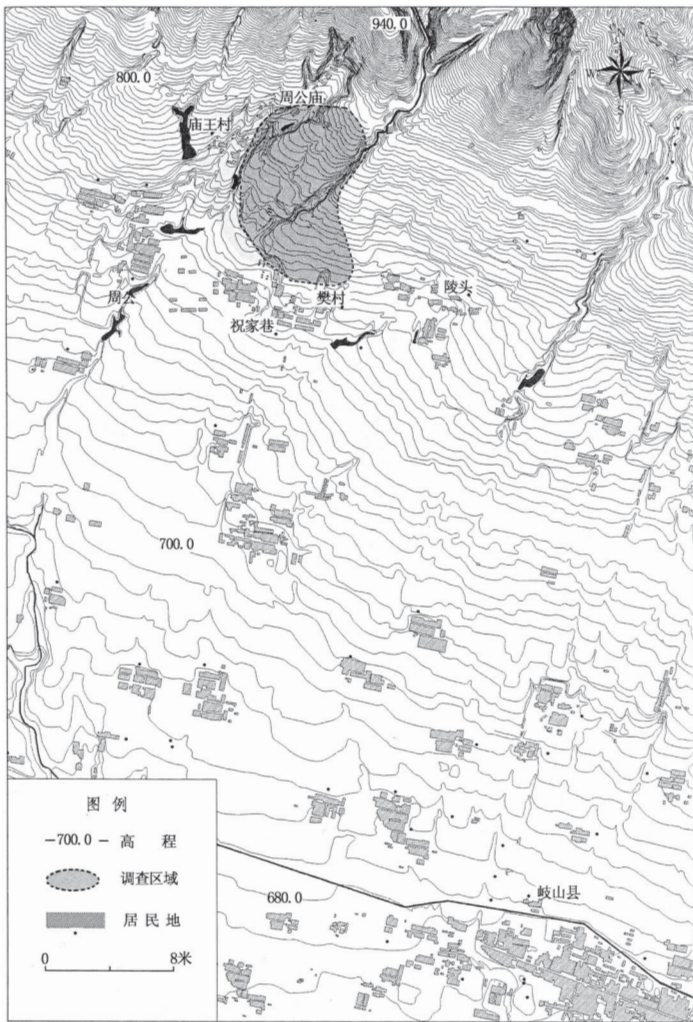
といえ、いわゆる周原の中心區域に當たる鳳雛村の周原遺址はむしろ扶風縣と境を接する位置にあるため、周公廟遺址までの距離は約三〇kmまでに伸びる。周原遺址から周公廟遺址を直指して徒歩で行けばその日のうちに着く距離ではあるが、移動するだけでその日は終わるだろう。京都を例にとれば、京都御所から滋賀縣の三上山や湖西の和邇まで歩いて行く距離に相當する。

周公廟遺址はその名の通り周公廟附近一帯に分布するかなり廣範圍に及ぶ遺跡である【圖版1】。北の鳳凰山を遙かに見上げる非常に緩やかな傾斜地から始まり、鳳凰山麓に位置する周公廟を内包しながら東と西に扇狀に領域を廣げていく地形を成している。この遺跡を東西に三分する形で走っているのが、東の馬尾溝と西の大殿溝と呼

ばれる古代の舊河道である。舊河道は東北方向から西南方向に流れているので、東西に三分するといっても嚴密には舊河道の流れに沿う形である。

周公廟遺址の正式な發掘報告が今だに行なわれていない現時點で、私が參考にしたのは主に左記の資料である。

1、徐天進「周公廟遺址的考古所獲及所思」（文物）二〇〇六年八期



圖版 1

2、周原考古隊「二〇〇三年陝西岐山周公廟遺址調査報告」(「古代文明」第五卷、二〇〇六年一二月)

その後の發見で注目すべきものがあつた場合でも、斷片的な情報がインターネット上で見られるに過ぎず、全體を掌握できているわけではないのだが、現時點で知ることのできる範圍で私なりに周公廟遺址のイメージを描き出してみたいと思う。

考古學的に陵坡墓地と呼ばれる山の傾斜地で大型墓が多數發見され、その中一〇座にはいわゆる亞字形を成す四本の墓道が具わつたことから、發見當初には王陵だと大いに騒がれたのだが、現在では、周公の采邑であろうという見解に落ち着きつつある。遺跡から出土した卜辭に「周公」の名が數件見えたり、あるいは洛陽を示す「新邑」の名が見えたり、西周前期の周公東征に出て来る「薄姑」の名が見えたりすると、誰もが自然に連想する見解であろう。だが前述の最高クラスの大型墓やその南側から發見された大型建築基址との關係を説明する手掛かりが十分でないというのも實状のようである。こうした考古學的なアプローチだけでは埋められない空白を埋めるのが、同時代の銘文資料であるが、今は上記の資料を参考にしながら、周公廟遺址について概観してみたいと思う。

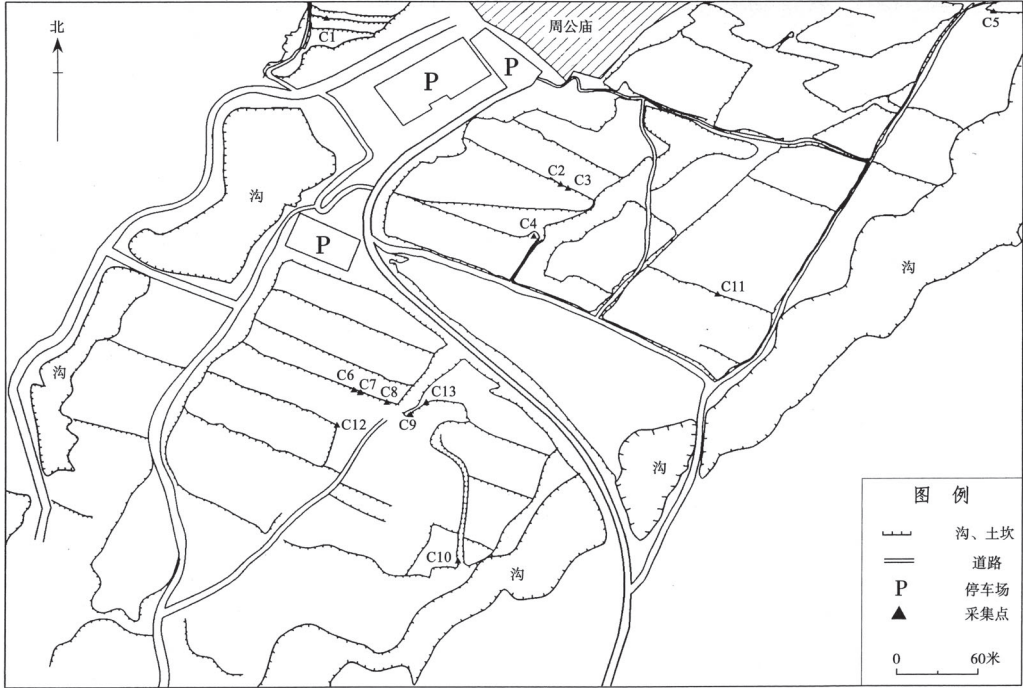
發掘の対象とされている周公廟遺址の規模は南北約二二〇〇m、東西約一七〇〇mで、面積約三七〇萬㎡である。周公廟はその領域の中心ほどに位置している。

周公廟遺址で居住遺址が見られるのは比較的早く、仰韶時代の中・後期には、山の前面の傾斜地の北部に居住遺址が現われたとのことで、分布面積はかなり廣いとされる。いわゆる歴史時代以前であるから、殷周時代と直接の關係はないが、少なくとも人が住み始めた歴史の始まりである。ついで龍山文化時代になると仰韶時代よりもその面積が縮小すること。

この土地で居住遺址が急に展開し始めるのが先周時代も後半寄りということである。つまり殷代末期になって人口が増え始めたということになる。殷代末期に居住遺址が増えるといえ、周公廟遺址の南三〇kmに位置する周原を連想するところだが、周原の場合『詩經』の「豳」篇に歌われているように太王と呼ばれる古公亶父の時に陝北の地から移り住んだ場所であり、殷代末期と呼ぶには若干時期が早い。今回の發掘結果を見ても周原と周公廟遺址との先後關係は明らかでないがあるとのことである。動きが活發化する殷代最末期の文王の時から人口が増え始めたと思ふのが適切ではないかと思われる。

(A) 卜甲が見つかった場所とその時期

卜甲が最初に發見されたのは祝家巷村北(周公廟の少し手前の東側)であつた【圖版2のC10地點】。この卜甲の發見が周公廟遺址全體の發掘に繋がるきっかけをつくつたといつてもよい。ここで見つかった卜甲は殷代末期のものである。その後、廟王村北と白草坡墓地南の二ヶ所からも卜甲が見つかったが、これらは少し後の西周前期のものである。當初は七〇〇片と伝えられたが、その後も増えている可能性がある。



圖版 2

る。刻辭甲骨九〇片餘り、全ての字數は四〇〇字餘りというのも當初のデータである。刻字三〇〇字の甲骨もあるという。刻辭の内容については、時を記すもの、事を記すもの、軍事等の方面などと略記しているだけなので、多少は想像力が刺激されるが、やはり全體の正式な發掘報告が刊行されないと、具體的な内容に踏み込むことはできない。

地名では周（六例）、新邑（五例）、商（二例）や薄姑等が見え、人名では「周公」の名が七件あるという。人名では他に「王季」「文王」「畢公」「大保」「叔鄭」などの名も見えているとのことだが、紹介された單語單位の情報は報告者によって選擇されたものであり、出土場所や甲骨文の具體的な用例によって意味するところが變わってくるので、安易に解釋に踏み込めない状態にある。ただ、この中で「周公」の名が最多の七件にも及ぶ點と、「新邑」が五例も見える點には注目してもよいと思われる。「新邑」とは文獻に「洛邑」と呼ばれる地で、成王の時に殷の殘存勢力を鎮壓し天下一統を實現した後に、洛陽に建設された副都である。その東側には成周という殷系氏族が集住するところがあり、成周を統治する狙いがあったものと思われる。成周の具體的な位置については今だに確定的なことが言えない状態ではあるが、新邑たる洛邑と成周とが隣接してあったことは常に意識しておいてよいと思われる。

(B) 大型建築基址とその時期

大型建築基址（いわゆる宮廟であろう）は、主に陵坡墓地の西南に集中して分布している。夯土基址の範圍は南北が三〇〇m、東西に

九〇mと、かなり大規模な建築群を形成している。時期は殷末から西周中期前半のものが主體のようだが、西周時代後半のものも混じっている可能性があるようだ。この大型建築基址の時期は、西周中期の陵坡墓地の大墓の時期と重なる時期も少しあるようだが、大型建築基址そのものは西周中期後半から急速に減少していったと言って良いようである。發掘當初に發見され随分話題になった「空心磚・條形磚」等については、建築史という観点から興味深い話題であるが今は省略する。なお詳細は未發表であるが、周公廟遺址の西區にも大型建築基址（宮廟遺址）が分布しているとのことである。

(C) 大型墓とその時期

大型墓の集中している場所は陵坡墓地と呼ばれているところである。主に西周中期以降のものだが、調査で明らかになった三七の墓葬を墓道の數によって分類すると次のようになる。

- ・ 四本の墓道をもつもの——一〇座。
- ・ 三本の墓道をもつもの——四座
- ・ 二本の墓道をもつもの——四座
- ・ 一本の墓道をもつもの——四座
- ・ 他に長方形の豎穴土壙または車馬坑を持つ墓葬が一五座ある。

このうちいわゆる亞字形を形づくる四本の墓道をもつものが一〇座にも上るのはやはり目を惹く。當初西周王朝の王陵だと騒がれたのも肯けるが、ただ、そのうち西周時代の亞字形墓一八號を發掘したとこ

ろ盜掘穴が數カ所もあり深刻な盜掘に遭っていたことが判明した、隨葬品としての青銅器はほぼ全滅に近く、青銅器の銘文によって墓主を特定するという期待はかなわなかった。發掘の收穫としては石磬が二點出土した點を擧げてよいであろう。つるつるに磨かれた石磬は、厚さ約6cm、復原した長さは1m前後で、西周時代の石磬では最大のものである。このような大きな石磬が出土したことによって、周公廟遺址では編磬や編鐘を竝べたかなり大がかりな祭祀儀禮が行なわれていたことは明らかである。編鐘もおそらくあつたはずだが、盜掘によって持ち去られたのであろう。

ここでもう一點注目しておきたいのは、かなり大規模な陵坡墓地を取り圍む夯土壁が發見されたことである。外壁は東・西・北の三面に築かれ長さ一五〇〇mにも及ぶもので、南面だけが開かれて門形になっている。墓地の周圍をこのような形の外壁が圍む例は他にないため、一つの謎として話題になっている。ただこのような地形は卷阿と呼ばれるので、地元では『詩經』の大雅・生民之什の「卷阿」はこの地を歌う詩篇として古來傳えられてきたことである。興味深い資料なので、「参考」資料として文末に掲げておくことにする。「卷阿」に歌われた宗教儀禮がこの地で行なわれたとすれば、詩篇の意味を理解する上でも、周公廟遺址という地の性格を考える上でも、非常に参考になるのである。

有卷者阿

卷たる阿有り

飄風自南

飄風 南よりす

豈弟君子 豈弟の君子

來游來歌 來こに遊び 來こに歌ふ

以矢其音 以て其の音をつ矢ぬ

〔私譯〕

三方を 尾根に抱かれ

南より 谷風ぞ吹く

穏やかな われらが君よ

樂の音に 歌声高く

皇神すまみに 今ぞ手向けん

(D) その他の墓葬

大型墓に話題が集中するのは當然のことだが、中型墓・小型墓で分かっていふことについても言及しておきたい。祝家巷村北の樊村墓地と白草坡墓地（陵坡墓地の西約六〇〇m）の二箇所についてである。前者は殷末の卜甲が見つかった場所に近く、後者からは西周前期の卜甲が見つかっている。そうした関係で發掘が行なわれたのであろう。樊村墓地では三〇〇座の墓が發見されており、大部分は西周前期のものであるが、中期前半のものも少しあるとのことである。この墓地は小型墓が主で中型墓が少しだけあるという。詳細はまだ不明だが、小型墓の中にある少數の中型墓なら族長クラスのものとしてよいのであろう。

白草坡墓地は西周中・後期のもので二〇〇座餘り、中型墓葬を主と

した墓地という點が目を惹く。そのうち三座は墓道が一本のいわゆる「甲」字形の墓であるが、何れも盜掘を受けていたという。その他はみな長方形の竪穴土壙墓である。墓口の長さが3m以上のものが約三分の二以上を占めるとのこと。有銘銅器も少し出土していて殷と殷蓋とされている。他に少量の玉器もあるが正式な發表を待つ他はない。

(E) 銅器鑄造工房について

銅器鑄造工房が見つかったのは、東の舊河道である馬尾溝の東側である。ここから銅器を鑄造する陶范の殘塊が見つかった。發掘面積は一二八㎡とのことだが、小規模の試掘ということなので工房の面積はもっと廣範圍に及ぶ可能性がある。鼎や殷の他に兵器の陶范もあるという。特筆すべきことは、南の周原地區を含めてもここが最も古い鑄銅工房だということである。一應西周初期のものとしてされるが、殷末に遡る可能性も想定されている。陶器と石器の製造工房については今は省略に従う。

(F) 周公廟遺址に關する特記事項

- 1、殷代末期になって居住者が急増し、宮廟と思われる大型建築が現われる。大型建築はその後も西周中期前半まで増加の一途をたどるが、中期後半以降は急速に減少する。
- 2、大型建築と呼應するようにして、甲骨による占いも行なわれ文字でも記録される。
- 3、殷代末期に於て文字を使えたのは殷系氏族であるから、殷末に

殷系氏族の一部がこの地に移住してきたと考えられる。殷王朝内で使われた文字を西周王朝に傳えたのは彼ら殷系氏族であることはすでに様々な形で言及してきた通りである。そして周公廟遺址自體が元々西周王朝の領地であるから周系氏族もいたのは言うまでもない。この地では殷代末期から殷系氏族と周系氏族とが混在する形で活動していたわけである。

4、西周中期頃から大型建築の北側の斜面に大型墓が作られるはじめ、大規模な墓地を形成する。

5、考古学者の間では、この地は周公一族の采邑〔知行所〕だったという見方にはほぼ落ち着いたようである。

結び

葦京の辟雍という宗教的施設で行なわれた儀禮の歴史的役割に焦点を當てて、銘文の読みを深めることにつとめてきた。そこで眼の邊りにしたのは、殷王朝の社會的秩序（宗教的秩序）から西周王朝の社會的秩序（宗教的秩序）へと轉換する上で必要な、特別な意味をもつ宗教儀禮であった。それが西周時代前半期までに限って行なわれていたという意味でも特別な儀禮ということが出来る。このような意味をもつ宗教儀禮は、すでに『詩經』周頌の儀禮詩の中にその一端をうかがうことができてはいたのだが、葦京關係の銘文をまとめて読み直すことによって、兩者の間に非常に密接な關係があることに気付かされ、兩者の理解を一層深めることができたのは思いがけない收穫であった。殷代末期という「移行期」に、すでにその動きが始まっていたと

思わせられる遺跡がこの周公廟遺址である。

周公廟遺址はその名が物語るように、周公一族の采邑だという見方にほぼ落ち着いたようである。そのことと相まって『毛公鼎』の難解だった部分の理解を深めることもできた。岐山縣出土とだけされていた『毛公鼎』の具體的な出土場所が周公廟遺址だったのでないかという推定を裏付ける材料ともなっている。『天亡殷』も『毛公鼎』と同じく岐山縣出土とだけされていたものだが、周公廟址から出土したということであれば、そこに記された「天室」での祭儀（周の祭儀）と、衣祀（殷の祭儀）がこの周公廟遺址の地で行なわれたことを示すことになる。複雑に絡み合っただけな謎が銘文の読みを深める過程で解けていったことは、當初あまり豫想していなかったことであった。

かつて王國維が「中國における政治と文化の變革で殷周の際ほど激しいものはなかった。」と記したことはよく知られるところだが、その激しい變革は單なる政權の交代というような政治的變革ではなく、その背後に古代宗教レベルの根本的な價値觀の大きな轉換とでもいう他はない問題が横たわっていた。そのことを何よりも物語るのが葦京辟雍儀禮である。そこに目にする事が出来るのは、殷王朝の宗教的秩序（社會的秩序）から西周王朝の「天の思想」による宗教的秩序（社會的秩序）へと轉換するための努力である。これは殷系氏族と周系氏族との雙方がともに關與することによって實現したことであったことも、詩篇と銘文との読みを通じて首肯できるものであった。

【参考】卷阿（『詩經』大雅（生民の什））

難解をもって聞こえる「卷阿」であるから、書き下し文を示しても意味を掴みにくいと思われるので、譯詩を試みた。『萬葉集』の長歌を意識して五七調のリズムにしたのは、ともに儀禮詩だからで、やってみると思いの外内容にマッチしているように思える。逐語的に口語譯するよりも苦勞したところが多いが、理解を深める上ではかえって良い方法だったように思える。恩師白川靜が「極めて特殊な詩であるから、詩意を把握しかねるところがあり、從來適切な解釋がなされていない。」とした上で、「神事的な行事として行なわれた、宗教性のゆたかな出遊である」⁽¹⁰⁾とされているのが参考になった。周公廟遺址の發掘報告によって得られた「卷阿」のイメージと重なるところがあるので参考に供する。基本的には白川の譯註を参考にしたが自分なりの理解にもとづいて譯したところもある。

卷阿（『詩經』大雅（生民の什））

有卷者阿

卷たる阿有り

飄風自南

飄風 南よりす

豈弟君子

豈弟の君子

來游來歌

來に遊び 來に歌ふ

以矢其音

以て其の音を矢ぬ

伴奂爾游矣

伴奂として爾遊び

優游爾休矣

優游して爾休せよ

豈弟君子

豈弟の君子

俾爾彌爾性 爾をして爾の性を彌へ俾めよ
似先公遵矣 先公の遵を似がむ

爾土宇販章 爾の土宇 販に章かに

亦孔之厚矣 亦た孔だ之れ厚し

豈弟君子 豈弟の君子

俾爾彌爾性 爾をして爾の性を彌へ俾めよ

百神爾主矣 百神 爾 主たらむ

爾受命長矣 爾 命を受くること長し

弗祿爾康矣 弗祿 爾康んず

豈弟君子 豈弟の君子

俾爾彌爾性 爾をして爾の性を彌へ俾めよ

純嘏爾常矣 純嘏 爾 常ならむ

有馮有翼 馮たる有り 翼たる有り

有孝有德 孝有り 徳有り

以引以翼 以て引き以て翼く

豈弟君子 豈弟の君子

四方爲則 四方 則と爲す

顛顛卬卬 顛顛 卬卬として

如圭如璋 圭の如く 璋の如し

令聞令望 令聞あり 令望あり

豈弟君子 豈弟の君子

四方爲綱 四方 綱と爲す

鳳皇于飛 鳳皇 于に飛ぶ

翩翩其羽 翩翩たる其の羽

亦集爰止 亦た集ひて爰に止まる

藹藹王多吉士 藹藹たる王の多吉士

維君子使 維れ君子の使

媚于天子 天子に媚せらる

鳳皇于飛 鳳皇 于に飛ぶ

翩翩其羽 翩翩たる其の羽

亦傳于天 亦た天に傳る

藹藹王多吉人 藹藹たる王の多吉人

維君子命 維れ君子に命ぜられ

媚于庶人 庶人に媚せらる

鳳皇鳴矣 鳳皇鳴きぬ

于彼高岡 彼の高岡に

梧桐生矣 梧桐 生ず

于彼朝陽 彼の朝陽に

萃萃萋萋 萃萃 萋萋たり

離離喑喑 離離 喑喑たり

君子之車 君子の車

既庶且多 既に庶く 且つ多し

君子之馬 君子の馬

既閑且馳 既に閑ひ 且つ馳す

矢詩不多 詩を矢ぬること多からず

維以遂歌 維れを以て遂に歌ふ

【譯詩】

三方を 尾根に抱かれ

南より 谷風ぞ吹く

穩やかな われらが君よ

樂の音に 歌聲高く

皇神に 今ぞ手向けん

おほどかに 汝は遊びたり

氣のままに 汝は憩いたり

穩やかな われらが君よ

汝が心 大いに振るい

神祖の 御魂受け繼ぐ

君が地は いとめでたく

いやましに 厚く廣がる

穩やかな われらが君よ

汝が心 大いに振るい

百の神 うしはく者よ

受命より 久しくなりて

幸多く 汝も康らかに

穩やかな われらが君よ

汝が心 大いに振るい

幸多く 永遠に榮えん

頼もしく 縁ともなり

孝と徳 とともに具わり

手引きもし 後ろ見もする

穩やかな われらが君を

四方の民 則とはなせり

しつとりと かつ勇ましく

玉の如 品位にも富む

名聲も 人望もある

穩やかな われらが君を

四方の民 範とはなせり

鳳凰の 群れ飛び來たり

ばたばたと 羽音をたつる

かつ集い かつ留まりて

神人ら いや次々に

さればかれ わが君の召し

天つ子の おぼえめもいとど

鳳凰の 群れ飛び來たり

ばたばたと 羽音をたつる

また高く 天に飛び立つ

神人ら いや次々に

わが君の 命のままなり

諸人の 喜ぶところ

鳳凰の 鳴きつる方は

彼の高き 尾根のあなたの

梧桐の 生うる邊りか

東の 朝日に映えて

あかあかと 緑ぞ萌ゆる

鳳凰も いとどしぞ鳴く

わが君の 竝みいる車

かつ多く かつ夥し

わが君の 竝みいる馬も
かつならい かつは駆け行く
訴う歌 多からざれど
大いに歌い 大きに歌う

【註】

- (1) 本稿の「上」「付論」葦原辟雍儀禮と周頌儀禮詩との關係について」などで整理し直した言葉。
 - (2) 白川静『金文通釋』に示された綿密な読みにもとづく斷代に従った。
 - (3) 拙論「西周〈昭穆期〉の位相」第十三章「王統譜の出現」(『西周王朝論』話體版)(朋友書店 二〇一七年)所收)に言及しておいたように、西周王朝の王統譜が記された最初の銘文として重要なもの。そこには代々の王の事績の特長が記されている點で非常に貴重なものである。
 - (4) 「西周〈昭穆期〉の位相」第十二章「册令(命)形式金文と中央集權の問題」参照。
 - (5) 周原甲骨H11・20「由亡省祠自蒿于壹」。H11・117「祠自蒿于周」。
 - (6) 『西周王朝論』話體版(前掲書)の第二部。
 - (7) 早川庄八「天平六年出雲國計會帳の研究」(『日本古代史論集』下卷。吉川弘文館 一九六二年)。
 - (8) 平凡社ライブラリー 二〇〇三年。
 - (9) 王國維『觀堂集林』(中華書局。一九五九年)所收「殷周制度論」の冒頭部分「中國政治與文化之變革、莫劇於殷周之際。」
 - (10) 白川静『詩經雅頌2』(平凡社東洋文庫 一九九八年)。
- 【圖版1】・【圖版2】はともに周原考古隊「二〇〇三年陝西岐山周公廟遺址調査報告」(『古代文明』第五卷。二〇〇六年一月)所収のものを使わせて頂いた。

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)

